

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第177回 中国の「行政処罰法」改正

現地日系企業の経営においては、行政罰を受けるリスクを伴う問題がしばしば発生するため、行政罰リスクについて確認し、極力排除することが非常に重要となります。中国で2021年1月22日に公布され、7月15日から施行される改正「行政処罰法」には、日系企業が留意すべき変更点も多く含まれているため、今回はこれについて解説いたします。

◇日系企業が誤った行政罰の取り消しを申請したケース

中国のC市に所在するある消費者が、現地日系企業K社の生産する製品を購入した後、製品ラベルの記載が中国の国家標準規定に不適合であるとして、C市の市場监督管理局（CAMR）に通報した。通報を受理したCAMRはK社に対し2万人民元の罰金を科すという内容の「執行予定行政処罰告知書」を送付し、K社に弁明意見を提出するよう求めた。K社は直ちにCAMRに対し、証拠とともに弁明書を提出した上、「行政処罰法」に基づき聴聞の開催を申請した。しかし、CAMRではK社の弁明意見および聴聞の申請を受け入れることなく、直接K社に対する罰金2万円の処罰決定が下された。

その後、K社はC市政府に対し、(1) CAMRが法通りに聴聞を開催しなかったことは手続き上の違法であること(2) K社の製品が国家標準に適合しないという事実認定は誤りであることを理由に、行政不服審査を申し立てた。C市政府では審査を経てK社の不服審査申し立ての理由をいずれも支持し、CAMRの行政罰決定は取り消される結果となった。

◇注目される変更点

このたびの「行政処罰法」改正において、日系企業にとり注目される変更は以下の通りです。

1. 現行法による「警告、罰金、違法所得の没収、不法財物の没収、生産・操業停止命令、許可証の暫時没収または取り消し、行政拘留」に加え、新たに5種類（公示批判、資格等級の引き下げ、生産経営活動の実施制限、閉鎖命令、関連業種への従事制限）の行政罰が追加された。

2. 人身の自由を制限したり、企業の営業許可証を取り上げたりする行政罰を設定してはならないとする地方政府の権限への制限をなくし、今後地方政府は法律、行政法規を実施するためのいかなる種類の行政罰も設定できるようになった。

3. 現行の法律規定では、行政罰を下す権限は違法行為の発生地が属する県級以上の政府が行使するものとされ、県級以下の政府はその権限を持たない。改正法の規定では、省級政府は県級政府の行政罰権限を郷・鎮の人民政府や街道弁事処に行使させることができるとされた。

4. 同一の違法行為が複数の法律規定に違反して罰金の処罰を科すべき場合、改正法では罰金額が最も高い規定に準じて処罰を行い、異なる法律規定ごとにそれぞれ処罰を与える執行はできないものとされた。

5. 現行の行政罰時効は原則いずれも2年とされている。改正法においても行政罰時効は通常2年であるが、公民の生命・健康、金融の安全に関わり、かつ危害をもたらす結果となるものについては、時効を5年に延長することができる。

6. 行政罰手続きに関して

(1) 行政罰において、公示制度、法執行の全過程記録制度、重大な法執行決定にかかる法制審査制度を順守すべきことを規定した。

(2) 行政罰にかかる聴聞制度の調整

・「高額違法所得の没収、高価値不法財物の没収、資格等級の引き下げ、閉鎖命令、関連業種への従事制限およびその他比較的重大な行政罰」について、聴聞を申請できる対象の範囲に加えた。

- ・当事者の聴聞申請期限を、告知後3日以内から5日以内に変更した。
- ・聴聞記録を行政罰の根拠の一つとすべきことを明確に規定した。

(3) 「その他公正な法執行に影響する可能性がある」との規定を、法執行担当者の回避を申請する理由の一つとした。

(4) 行政罰の証拠に関する規則を追加した。

(5) 当事者に対する陳述権、弁明権の規則を詳細化し、法執行機関による当事者の陳述権、弁明権の制限や、形式を変えた制限を禁じた。

◇ 日系企業へのアドバイス

改正「行政処罰法」における上述1～3の変更点は、日系企業に対し、より複雑で厳しい法執行をもたらす可能性がある一方、4～6は、日系企業が法執行への対応をするうえで有利な要素となりえるものです。企業にとっての法的リスクを減らすためには、社内の各種経営計画や経営活動についてより慎重かつ全面的な見直しを行い、行政法執行機関からの調査や処罰を受けることになった場合には、法的に活用可能な措置を講じて損失を最小限に抑えようとよいでしょう。

《四川・中西部》

酸化チタンの龍蟒、車載電池原料に参入＝河南省

20日付の中国紙、上海証券報（5面）によると、深セン証券取引所の中小企業ボードに上場する酸化チタン国内最大手、龍蟒佰利聯集団（河南省焦作市）は19日、車載電池のリン酸鉄リチウムイオン電池向け原料分野に参入する方針を明らかにした。

生産過程で出る副産物の硫酸鉄などを原料に正極材のリン酸鉄リチウムを生産する。このための受け皿会社「河南龍蟒新材料科技」（資本金3億元＝約49億円）を全額出資で設立する。

一方、競合する中核華原◆（金へんに太）白は先にリン酸鉄リチウム分野に参入すると発表したが、このための投資額は約121億元と見込まれる。（上海時事）

中国航天科工、湖北省宜昌で商業用ロケットエンジンの産業園着工

中国でロケットやミサイルの生産を手掛ける国有企業、中国航天科工集団（北京市）は湖北省宜昌市で21日、商業用の固体燃料ロケットエンジンの開発・生産拠点となる「商業航天動力産業園」の着工式を行った。投資総額は50億元（約818億円）。中国新聞網が同日伝えた。

中国航天科工集団が開発した固体燃料ロケット「快舟」はこれまで10回以上、商業目的で打ち上げられている。同社は新たに建設する産業園で、より低コストのエンジンを量産する体制をつくる計画だ。

同社は湖北省武漢市に快舟の組立工場を含む「武漢国家航天産業基地」を構えており、産業園の建設はその関連プロジェクトとなる。（時事）

重慶市、在庫住宅や旧校舎の宿泊施設転用を奨励

中国重慶市は市内の観光用宿泊施設を増やすため、売れ残っている分譲住宅や使われなくなった古い校舎、工場などの建物を転用することを奨励する政策を発表した。重慶日報が22日伝えた。

宿泊施設は民泊のような小規模なものを想定。市内の各区、県が「民泊モデル地域」を設けることを奨励し、こうした地域内で宿泊施設を増やすことを促す。市はインフラ整備などのために補助金を支給する。（時事）